

報告 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年 1 月 28日 報 告

守谷市長 松 丸 修 久

報 告	頁 数
1 号	1

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年12月27日

守谷市長 松丸修久

1 和解の相手

住 所 守谷市○○○○○○○○○
氏 名 ○○ ○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

平成30年10月1日 午前2時頃

(2) 事故発生場所

守谷市○○○○○○○○○

(3) 事故の概要

前日からの台風24号の強風により、市の指定文化財であるエノキの枝が折れ、隣地のカーポート、フェンス及び釣り船を破損した。

(4) 損害賠償額

588,330円